

美里町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
美里町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	3
2	目標	5
3	計画の期間	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5	関連する取組、今後のフォローアップについて ...	8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

美里町教育委員会は、「美里町教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」において、次の5つの基本目標を掲げている。

- I 確かな学力と生きる力の充実
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V いきいきとした生涯学習活動の推進

こうした基本目標を持続的に実現していくためには、子どもと最も近いところで教育活動を担う教育職員が、心身ともに健康で、専門性を発揮できる環境の整備が不可欠である。

学校保健安全法は、児童生徒等とともに職員の健康の保持増進を図ること、学校教育の円滑な実施とその成果の確保を目的としており、学校の設置者に対し、健康診断や勤務の軽減等の措置を含む保健管理体制の整備を求めている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会が学校保健に関し関係機関との連携を図りつつ適切に対処する責務を有することを定めている。

しかし近年、教育職員の長時間勤務や業務の複雑化・多忙化は、教育職員自身の健康やワーク・ライフ・バランスに深刻な影響を及ぼすとともに、子どもと向き合う時間の減少や授業準備時間の不足等を通じて、教育の質や児童生徒の安全確保にも影響を与えるおそれがある。これらの課題に計画的かつ組織的に対応することは、「学校における働き方改革」を進める上で自治体としての責務であり、ひいては子どもたちへのより良い教育を実現するための基盤整備である。

そこで本計画は、美里町立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理と健康確保措置を総合的かつ体系的に推進するための基本的な方針と具体的な取組の方向性を示すものである。教育職員一人ひとりの負担軽減と健康保持増進を図ることにより、授業改善や児童生徒理解、学級経営、教材研究等、本来注力すべき教育活動に十分な時間とエネルギーを配分できるようにし、もって美里町の子どもたちに対する教育の質の向上と、安全・安心で魅力ある学校づくりを実現することを目的とする。

本計画に基づく取組を通じて、教育職員が子どもの成長や学びに向き合う時間を確保し、一人ひとりの実態に応じた指導や支援を充実させることにより、すべての子どもが将来にわたって幸せに生きる力を育むことを目指す。

(2) 本町の現状

- 本町では、ノー残業デー・ふれあいデーの実施、DX化の推進等により、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度勤務状況調査「令和7年3月期」及び「令和6年度」は以下のとおりであった。

【令和7年3月期】

	平日（課業日）のみ		休日（週休日）を含む	
	45h超	80h超	45h超	80h超
小学校	0%	0%	0%	0%
中学校	0%	0%	8.3%	0%

【令和6年度】

	平日（課業日）のみ	休日（週休日）を含む
	360h超	360h超
小学校	4.5%	4.5%
中学校	8.3%	58.3%

- 年間の勤務時間を除いた在校等時間が360時間を超える割合について、小学校では4.5%と、数名の教育職員の時間外在校等時間が長くなっている。また、中学校では、平日のみで8.3%であることに加え、休日を含むと58.3%と、約半数の教育職員の時間外在校等時間が長くなっている。
- 年度当初・学期末の事務、運動会・体育祭の準備、林間学校・修学旅行の準備、部活動等の業務の負担感が大きくなっており、これらの業務の工夫・改善を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数10日以上を100%にする【84%】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5.0%以下にする【7.4%】
- ・ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値100以下を継続する【82】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

※『学校と教師の業務の3分類（文部科学省）』参照

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を活用する。学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - ・スクールソーシャルスタッフを活用することによって、負担を軽減する。
- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・いじめ問題対策連絡協議会を実施することで、学校が関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、「学校向け」990満点中355.0点から400.0点、「学校設置者向け」600点満点中265点から300点にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を11年度までに全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・12時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月5回以上設定するよう推進し、夏期休業日の期間中に連続した7日間（土日含む）の学校閉庁日の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、美里町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、美里町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、美里町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、美里町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体について協力を得られるよう取り組む。